楽器貸出し契約書

賃貸人　株式会社日本ヴァイオリン　（甲）　と、賃借人　＿＿＿＿＿＿＿＿（乙）　とは、

○○プラン　　レンタル　＿＿＿＿＿＿として楽器貸出し契約を以下のとおり締結する。

第１条〈 目　的 〉

甲は、乙に対して次条に定める本件楽器を賃貸し、乙はこれを賃借する。

第２条〈 楽　器 〉

乙は末尾表１記載の楽器（以下「本件楽器」という。）を裏面の楽器状態をもって甲より借り受け、善良な管理者の注意をもってこれを使用・保管する。乙は、甲から事前の書面による承諾を得た場合を除き、本件楽器を日本国内でのみ使用するものとする。

第３条〈 期　間 〉

本件楽器の賃貸借期間は、末尾表２記載のとおりとする。賃貸借期間満了の１か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対して更新しない旨の申入れがなかった場合、本契約は、従前と同じ条件により、１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

第４条〈 貸出し料金 〉

乙は甲に対し、末尾表３記載の次月分の貸出し料金を、毎月クレジットカード決済（Square）により、又は契約時の一括払いにより支払うものとする。乙が貸出し料金の支払いを遅滞した場合、支払い済みまでの間年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第５条〈 保証金 〉

乙は、本契約締結時に、甲に対し、末尾表４記載の保証金を支払うものとする。当該保証金は、契約終了時に全額を償却するものとし、本件楽器の消耗品代（弦代）及びクリーニング費用等に充当するものとする。なお、楽器の状態により、クリーニング等に要した費用が当該保証金の金額を超過した場合には、甲は乙に対して、別途、当該超過額を請求することができるものとする。

第６条〈 メンテナンス 〉

1. 乙は、賃貸借期間中、本件楽器にメンテナンスが必要になった場合、甲の承諾を得た場合を除きいかなる理由があっても甲以外に修理、調整及び毛替えをさせてはならない。但し、弦の交換については、乙自身で行うことができるものとする。
2. 本契約に基づく甲から乙への本件楽器の引渡し時に生じていなかった楽器の損傷が、返却時の甲による点検により認められた場合、乙は、甲が定める基準に基づく修理代の全額をその場で支払わなければならない。
3. 賃貸借期間中に乙の責に帰すべからざる事由により本件楽器に性能的障害が発生した場合、甲は無償にて本件楽器を修理修復し、又は代替品と交換する。※通常仕様による消耗や音調整を除く

第７条〈 楽器の譲渡の禁止 〉

乙は本件楽器を他人に譲渡したり、使用させたりすることはできない。

第８条〈 楽器の滅失・損傷 〉

1. 乙が本件楽器を原因の如何に関わらず損傷させた場合、または盗難等により乙が本件楽器を紛失した場合、乙は、甲に対して、損害賠償金として、末尾表１記載の保険査定額の金額又は甲の定める修理代金を支払うものとする。
2. 前項に定める損傷とは、激しいキズ、割れ、折れ、欠け、オリジナル部位の消失など、甲が定める鑑定基準に基づき、明らかに楽器価値の喪失が生じたと判断される場合を指す。
3. 乙は、本件楽器の貸出しを受けている期間中、本件楽器に問題が発生した場合、直ちに甲に報告するものとする。
4. 乙が前項までに定める義務を含む本契約に定める義務に違反した場合、甲は、何らの催告をすることなく直ちに、本契約を解除し、乙に対して本件楽器の返還を求めることができる。
5. 前項の場合、甲は、乙に対して、損害賠償金として、末尾表１記載の保険査定額の金額を請求することができる。

第９条〈 連帯保証人 〉

連帯保証人は、本契約に基づき乙が甲に対して負う一切の債務についてこれを保証し、乙と連帯して履行の責を負うものとする。なお、連帯保証人の責任の上限額は査定価格である●円とする。

第 10 条〈 甲による契約の解除 〉

1. 乙が本契約のいずれかに違反した場合には、甲は乙に対して何ら通知催告することなく本契約を直ちに解除することができる。
2. 甲は、賃貸借期間の中途であっても、乙に対して１か月前までに通知することにより本契約を解除することができる。
3. 乙は、賃貸借期間の中途であっても、甲に対して１か月前までに通知することにより本契約を解除することができる。この場合、乙は、甲に対して残存する賃貸借期間にかかる貸出し料金を一括で支払うものとする。但し、甲による事前の許可を得た場合または更新後の契約においてはこの限りではない。

第 11 条〈 合意管轄 〉

甲、乙及び乙の連帯保証人は、本契約に関連して訴訟を提起する場合には、甲の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

表

1	**本件楽器名** ① ② ③ ④ ※貸出し用ケース	**保険査定価格（税抜）** **合　計**　　円
2	**賃貸借期間** 202　年　　月　　日　～　202　年　　月　　日　　（　　か月　）	
3	**貸出し料金** **月額**　　円 **振　込　先** **三菱ＵＦＪ銀行　新宿通支店　普通　３３８７７３３　カ）ニッポンヴァイオリン**	
4	**保　証　金**　11,000　円　　**※契約終了時に全額を償却する。**	

上記契約の証として、本書１通とその複写（コピー）を作成し、原本を甲が、複写を乙が保有する。

202　年　　月　　日

賃貸人（甲）〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-29-7 トルミ御苑501
電話番号　03-3352-7021
株式会社　日本ヴァイオリン
代表取締役　**中澤 創太**　㊞　　担当＿＿＿＿＿＿

賃借人（乙）住所 〒

電話番号　　携帯電話番号

氏名　　㊞またはサイン

連帯保証人　住所 〒

電話番号　　携帯電話番号

氏名　　㊞またはサイン

該当する品を確かに借り受けました。

年　月　日　氏名（乙）　　印

該当する品は確かに返却されました。

年　月　日　氏名（甲）　　印